
青森市ふれあいの館条例を廃止する条例の制定について

1 制定理由

障がいのある方に懇談・休養・交流の場を提供することにより、社会参加の推進と福祉の増進を図ることを目的として昭和 57 年に設置した青森市ふれあいの館について、施設の老朽化及び青森市総合福祉センター内の空スペースの有効的な活用を踏まえ、令和 3 年 4 月から、青森市ふれあいの館の機能について、青森市総合福祉センターへ移転することに伴い、青森市ふれあいの館条例を廃止する条例を制定しようとするものである。

2 廃止する条例

「青森市ふれあいの館条例」（平成 17 年 4 月 1 日 条例第 123 号）

3 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日